

こんなところにとらわれる罠 (No.18)

～ちょっと気になる消費者情報をお届けします～

「偽装質屋」って何？ ヤミ金融です

価値の無い物を質草にして、高利でお金を貸す新手法のヤミ金融です。



「偽装質屋」の被害例

「質屋」「ちょい借り」「お年寄りでも」「すぐに、簡単、安心」などの広告を見て電話をした「年金は受給していますか」などと聞かれ、通帳と印鑑（又はキャッシュカード）などを持ってくるように言われる



「何でもいいから質草を入れてください」と言われ、100円ショップで購入した時計を質草に入れる

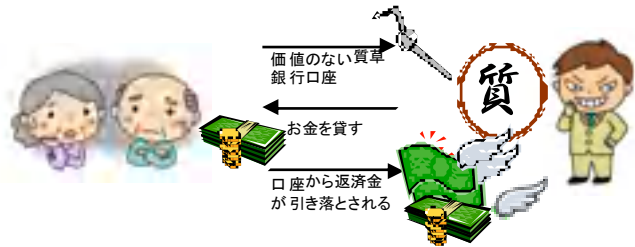


何の鑑定も審査も行わないで、お金を貸す(9万円)



返済については、質流れは認めず、年金口座などから自動引き落としの契約をさせる2ヶ月後に年金が入金されるとすぐに口座から、借りた9万円に加え、利息*分16,000円が引き落とされた

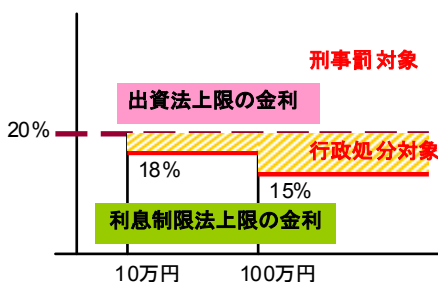
年金から引き落としされるので生活費が不足し、新たな借入れを繰り返す



* 貸金業の場合、上限金利では3,000円程度

「偽装質屋」のしくみ

質屋は、物品を担保にとって、金銭を貸します。期限までに、貸付金の返済をしない場合には、担保が質流れします（質流れした場合には金銭の返済は不要）。質屋は、貸付金の上限金利を年利109.5%と定められています（2月29日を含む1年については109.8%とし、1日当たりについては0.3%）。



一方、貸金業では、出資法で上限金利が20%を超えると刑事罰が課されます。また、利息制限法で、貸付額に応じて15%～20%の上限金利を超えると行政処分の対象になり、超過分の利息は無効になります。

「偽装質屋」は、質屋営業法で認められている高利を悪用して、本来の業務を逸脱して貸金業をすることです。

<ここに気をつけよう>

- ★ 質草は何でもよいといった
- ★ 質屋が年金を受給しているかどうかを確認する
- ★ 預金通帳と印鑑やキャッシュカードをもってくるようにいわれ、返済は、口座引き落としにするといわれた

そのように言われたら、「偽装質屋」を疑う

また、そのような質屋があることを警察に相談する

その他、疑問、不安に思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談する